

P F I 導入に関するガイドライン

令和4年12月
兵庫県

目 次

I	趣旨	1
II	P P Pの主な事業手法	2
III	本ガイドラインの対象	3
IV	P F I導入の検討フロー	5
STEP1	簡易調査	7
I	簡易調査の目的	8
II	実施時期	8
III	実施方法	8
STEP2	P F I導入検討会議	13
I	会議の目的	14
II	会議の構成	14
III	会議の開催依頼	14
IV	会議の役割	14
V	会議結果への対応	14
VI	検討結果の公表	14
STEP3	詳細調査	15
I	詳細調査の目的	16
II	実施方法	16
III	P F I導入等の決定	16
STEP4	アドバイザーの選定等	17
I	アドバイザーの選定	18
II	P F I審査委員会の設置	18
STEP5	実施方針の策定・公表	19
I	実施方針の策定・公表	20
II	要求水準書（案）の作成・公表	22
III	リスク分担表（案）の作成・公表	23
STEP6	特定事業の選定・公表	25

I	特定事業の選定・公表	26
II	投資事業評価の実施	26
III	債務負担行為の設定	26
STEP7	事業者の選定・公表	28
I	事業者選定の手続	29
II	入札説明書（募集要項）等の策定	29
III	入札公告	34
IV	落札者（優先交渉権者）の選定・公表	34
STEP8	事業契約の締結・公表	36
I	事業契約締結の手順	37
STEP9	事業の実施・終了	39
I	事業実施に関するモニタリング	40
II	事業終了	41

I 趣 旨

P F I (Private Finance Initiative (民間資金等活用事業)) とは、行政と民間が連携して、公共施設の整備等を実施する P P P (Public Private Partnership (官民連携)) と呼ばれる手法の一つであり、施設的设计・建設・維持管理・運営について、民間の資金や経営能力、技術的能力等のノウハウを最大限活用して行う民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (P F I 法)』に基づいた事業手法です。

P F I の導入により、①民間事業者のノウハウを生かしたサービス水準の向上、②設計から運営までの長期一括発注による工期縮減や経費削減などの効果が期待でき、近年、全国の自治体でもその導入が広がっています。

本県においても、令和3年度に策定した『県政改革方針』において、公共施設の整備等に当たっては、従来型の投資事業手法に先立ち、P F I の導入を優先的に検討する方針を掲げたところです。

この度、これらの状況を踏まえ、P F I 導入の優先的検討を適切に実施し、円滑な導入を図るため、P F I に関する一連の検討手順についてガイドラインをとりまとめました。

今後、P F I の導入にあたっては、本ガイドラインに沿って検討いただくようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは運用の過程で生じる課題等を踏まえ、適宜必要な見直しを行うものとします。

<従来型投資事業と P F I の比較>

	従来型投資事業	P F I
兵庫県	・企画・計画 ・ <u>資金調達</u> ・設計・建設・維持管理・運営について <u>県自らが詳細な仕様等を決定し、各段階別に発注</u>	・企画・計画 ・設計・建設・維持管理・運営について <u>民間事業者に幅広い提案を求め、一括で発注</u>
民間事業者	・設計・建設・維持管理・運営を <u>別々の事業者が受注</u>	・ <u>資金調達</u> ・設計・建設・維持管理・運営を <u>同一事業者 (主に S P C^{※1}) が一括で受注</u>

※1 S P C (Special Purpose Company) : 複数の民間事業者が出資して設立する、事業目的を P F I の推進に限定した特別目的会社。

＜P F I 導入により期待される主な効果＞

効 果	内 容
・ 県民等サービスの向上	・ 仕様の特定は最小限に抑えて提案の自由度を高めることにより、民間事業者のノウハウを最大限生かしてサービス水準が向上
・ 経費削減・財政健全化	・ 設計から運営まで長期一括発注により経費を削減 ・ 建設費等はサービスの対価として、県から民間事業者に対して長期分割で支払

【参考①】 県政改革方針 公的施設等（一部抜粋）

公共施設の新設、建替、大規模修繕等の実施にあたっては、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用するP F I制度等の導入を優先的に検討し、民間活力を最大限活かして、より効率的・効果的な施設整備や管理運営を推進する。

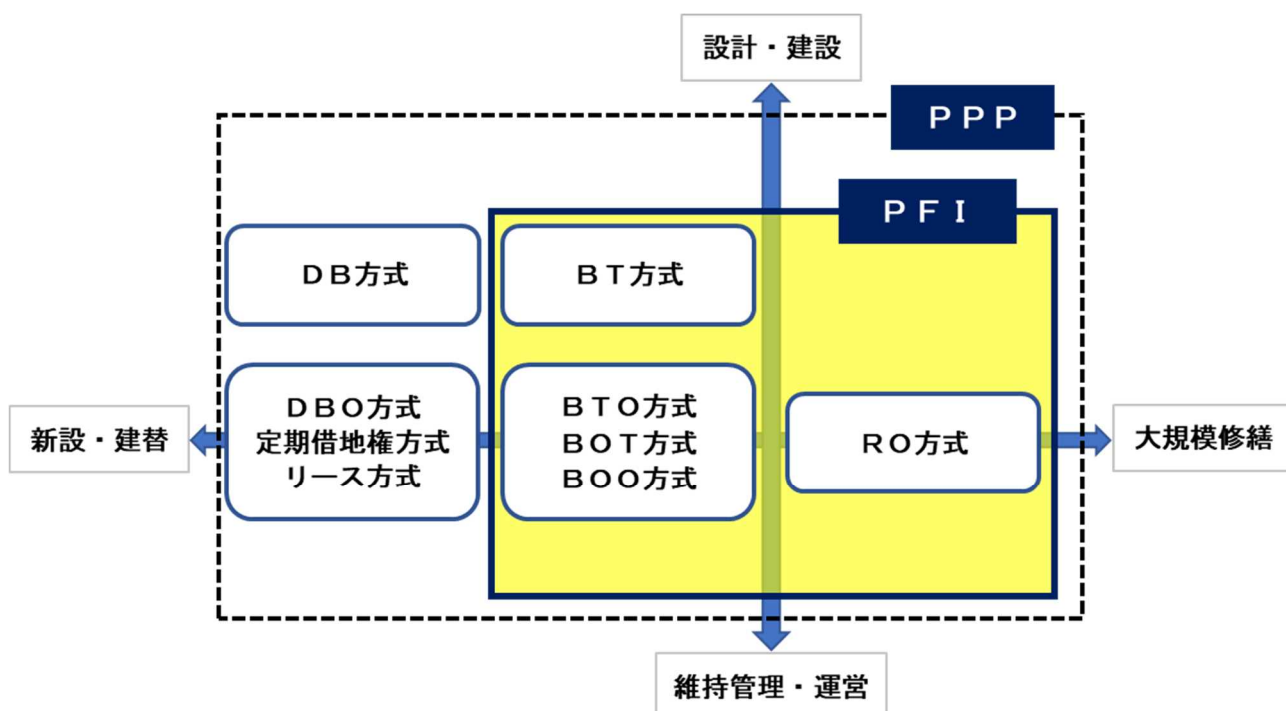
Ⅱ P P Pの主な事業手法

行政と民間が連携して公共施設の整備等を実施するP P P手法のうち、新設・建替・大規模修繕等の実施にあたっては、P F Iに加えて以下のような手法が考えられます。

本ガイドラインでは、P F Iを対象として一連の検討手順を示していますが、民間事業者へのサウンディング調査（P11）において、別の事業手法による提案があった場合のほか、他団体で別の事業手法による導入事例がある場合等、P F I以外のP P P手法がより適していると考えられる場合は、当該手法を優先的検討の対象とすることができます。

その場合の優先的検討については、本ガイドラインに準じて適切な実施に努めて下さい。

【P P Pの主な事業手法の概念図（新設、建替、大規模修繕）】



【PPPの主な事業手法（新設、建替、大規模修繕）】

事業手法	説明
PFI	民間事業者が自ら資金を調達し、公共施設の設計・建設・維持管理・運営等を一括発注・性能発注する方式 (PFIの各事業方式については、P8～9を参照)
DB方式 (Design-Build)	資金調達は県が行い、公共施設の設計・建設を一括発注・性能発注する方式。施設の維持管理・運営等は、県の直営又は指定管理により実施
DBO方式 (Design-Build-Operate)	資金調達は県が行い、公共施設の設計・建設・維持管理・運営等を一括発注・性能発注する方式
定期借地権方式	県有地上に定期借地権を設定して、民間事業者が自ら資金を調達し、当該借地上で施設の設計・建設・維持管理・運営等を行う方式（県が当該施設の一部を賃借又は購入する場合も有り）
民間建設借上方式 (リース方式)	民間事業者が自ら資金を調達し、公共施設の設計・建設・維持管理・運営等を一括発注・性能発注する方式（県が施設の一部を一定期間賃借）。契約期間終了後、施設の所有権を県に移転する方式も有り

【参考② その他維持管理・運営に特化したPPPの事業手法】

事業手法	説明
公共施設等運営権制度 (コンセッション方式)	利用料金を徴収する公共施設を県が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定し、維持管理・運営を委ねる方式
包括的民間委託	複数の公共施設の維持管理・運営を包括的に民間事業者へ委ねる方式
指定管理者制度	指定管理者として指定した民間事業者等に、公共施設の維持管理・運営を行わせる方式

Ⅲ 本ガイドラインの対象

1 対象事業

以下の公共施設^{*2}に係る新設・建替^{*3}のうち、施設整備費が10億円以上の事業（維持管理・運営に係る経費は除く）のほか、事業課がPFI導入を希望する事業を対象とします（但し、2の除外事業に該当する場合は除きます）。

※2 導入施設の事例

庁舎、県営住宅、公舎、医療施設、社会福祉施設、観光施設、スポーツ施設、社会教育施設、文化施設、学校施設、警察施設、空港、廃棄物処理施設、上水道施設、下水道施設、都市公園

※3 既存施設の大規模修繕については、今後のPFI導入状況を踏まえ対象の可否を検討するため、当面对象外とする

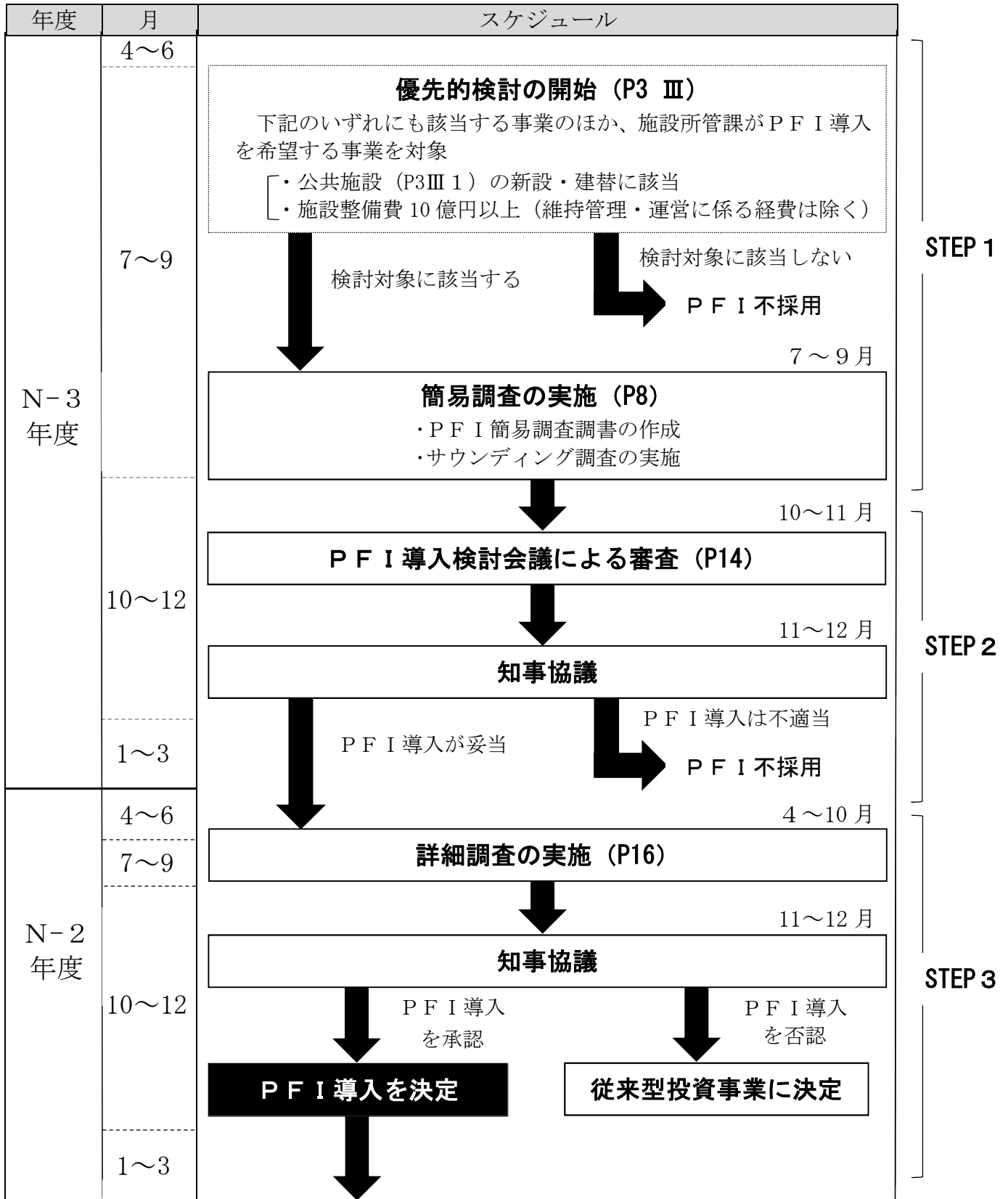
2 除外事業

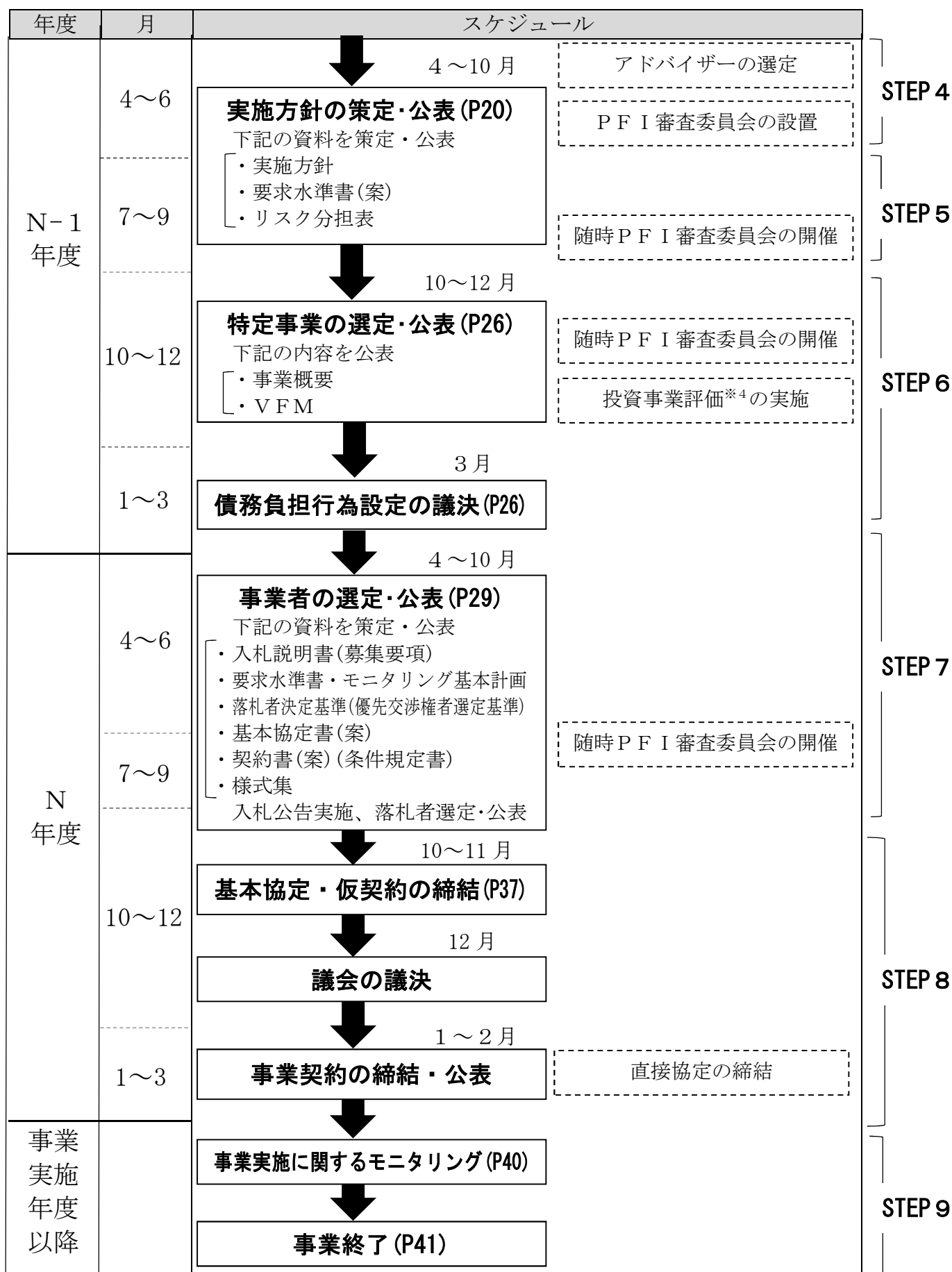
次に掲げる事業は、1の対象事業に該当する場合であっても、優先的検討の対象から除外します。

- (1) 民間事業者による整備等が法的に制限されている事業
- (2) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある事業
- (3) その他、PFIを導入しないことについて方針が決定している事業

IV PFI導入の検討フロー

年度・月は、N年度末に事業者を決定すると想定した場合のスケジュール例です。





※4 投資事業評価は、事業の検討状況に応じ、前倒しで実施することもある

STEP 1 簡易調査

I 簡易調査の目的

簡易調査は、従来型投資事業（設計・建設・維持管理・運営等について県自らが詳細な仕様等を決定し、各段階別に発注する投資事業）とPFIの費用総額等を簡易な方法で比較し、PFI導入の適否について評価することを目的とします。

II 実施時期

施設整備に係る基本構想や基本計画の策定段階において、従来型投資事業による場合に、予算の概算を算出することが可能なタイミングで、事業課において実施して下さい。

基本構想や基本計画を策定しない場合は、基本設計を実施する前段階とします。

PFIは導入までに長期間を要することに留意し、希望の施設完成時期から逆算して簡易調査の実施時期を検討して下さい（P5「PFI導入の検討フロー」参照）。

III 実施方法

簡易調査は、以下の2つの方法により実施します。

- 1 PFI簡易評価調書の作成
- 2 サウンディング調査の実施

1 PFI簡易評価調書の作成（様式1）

以下の各項目について、従来型投資事業とPFIの費用を算出し、支払総額を現在価値に換算した金額の差（VFM：Value For Money）を比較することで、どちらがより効率的・効果的に事業を実施できるかの判断基準とします。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(a) 整備費用(b) 維持管理・運営費用(c) 利用料金収入(d) 資金調達費用(e) 調査等費用(f) 税金（SPCに係るもの）(g) 税引後損益（SPCに係るもの） |
|---|

(1) PFI手法の選択

PFIは、事業方式としてBTO・BOT・BOOなど、また、事業類型としてサービス購入型・独立採算型・混合型など様々な手法（方式・類型）があり、各事業の特性に応じて最も適切な手法を選択することが望ましいといえます。しかし、簡易調査の段階では、全国的なPFIの導入実績状況を踏まえ、最も採用件数が多いBTO方式^{*5}（Build-Transfer-Operate）、サービス購入型^{*7}を前提として検討を進めることも可能とします。

但し、2で記載するサウンディング調査等において、民間事業者から別の手法による提案があった場合のほか、他団体で別の手法による導入事例がある場合等、より適したPFI手法又はPFI以外のPPP手法がある場合はこの限りではありません。

※5 B T O方式

民間事業者が自ら資金を調達して施設等を建設し、施設等の完成直後に本県に所有権を移転した後、再び同じ民間事業者が維持管理及び運営を行う事業方式。全国的にP F I全体の約84%がB T O方式を採用（R4.5時点：日本PPP・PFI協会HPを参照）。

【参考③】 その他の主なP F Iの事業方式

事業方式	概 要
B T方式 (Build-Transfer)	民間事業者が自ら資金を調達して公共施設等を建設し、施設等の完成直後に本県に所有権を移転する事業方式。 施設の維持管理・運営等は、県の直営又は指定管理により実施
B O T方式 (Build-Operate-Transfer)	民間事業者が自ら資金を調達して公共施設等を建設し、一定期間維持管理・運営を行った後、本県に所有権を移転する事業方式
B O O方式 (Build-Own-Operate)	民間事業者が自ら資金を調達して公共施設等を建設し、一定期間維持管理・運営を行った後も、本県に所有権は移転せず民間事業者が所有する事業方式
R O方式※6 (Rehabilitate-Operate)	民間事業者が自ら資金を調達して既存の公共施設等を大規模修繕し、一定期間維持管理・運営を行う事業方式（事業期間中、施設の所有権は本県が保有）。

※6 既存施設の大規模修繕は、当面の間、優先的検討の対象外

※7 サービス購入型

民間事業者によるサービス提供の対価として、本県がサービス購入料を支払う方式。民間事業者は、県からの支払いにより事業コストを回収。

【参考④】 その他の主なP F Iの事業類型

事業類型	概 要
独立採算型	民間事業者は利用者にサービスを提供し、利用者が支払う利用料金等により事業コストを回収。
混合型	民間事業者によるサービス提供の対価として、本県が支払うサービス購入料と、利用者が支払う利用料金等の双方により事業コストを回収。

(2) 各項目の算出方法

<従来型投資事業>

項目	算出方法
(a) 整備費用	・ 本県又は他団体の類似事例における、落札価格の床面積当たりの平均工事単価等を参考に算出
(b) 運営等費用	

項目	算出方法
(c) 利用料金収入	・ 本県又は他団体の類似事例における、収入実績を元に算出
(d) 資金調達費用	・ 想定される補助金、起債充当率・起債利率・起債償還方法・交付税算入率を元に算出 ▶ 起債に係る各数値は、県政改革課を通じて財政課へ協議のうえ、その都度設定
(e) 調査等費用	—
(f) 税金	—
(g) 税引後損益	—

< P F I (B T O ・ B O T ・ B O O 方式) ※⁸ >

項目	算出方法
(a) 整備費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来型投資事業の費用に対する以下の3つの削減率のうちから、導入施設の態様等を踏まえて事業課が選択。 〔 ①10% (内閣府「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引き」(以下、「策定の手引き」という。)から抜粋) ②本県又は他団体のPFI類似事例における削減率 ③2で記載するサウンディング調査等において、民間事業者が試算した削減率
(b) 運営等費用	
(c) 利用料金収入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則従来型投資事業の場合と同額とする。 但し、PFIの実施により利用料金収入の増加が見込まれることが明らかでない場合は、従来型投資事業の利用料金収入に対する以下の3つの増加率のうちから、その内容等を踏まえて事業課が選択。 〔 ①10% (策定の手引きから抜粋) ②本県又は他団体のPFI類似事例における増加率 ③2で記載するサウンディング調査等において、民間事業者が試算した増加率
(d) 資金調達費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金を除く資金は原則借入金での調達を想定 (但し、民間事業者も補助金の対象となる場合があるので留意すること) ▶ 資本金は、(a)整備等費用と(b)運営等費用を合算した金額の1%を原則とする (最大5,000万円)。但し、2で記載するサウンディング調査等において、民間事業者が試算した金額を採用することも可 ▶ 借入利率は県政改革課を通じて財政課へ協議し、その都度設定
(e) 調査等費用	・ 4,000万円 (策定の手引きの中央値)
(f) 税金(SPCに係るもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各年度の損益に本県の法定実効税率を掛けて算出 ▶ 法定実効税率は県政改革課を通じて税務課へ確認し、その都度設定 ▶ 各年度の損益は、税引後損益 ÷ (1 - 法定実効税率) で算出

項目	算出方法
(g) 税引後損益 (SPCに係るもの)	・ EIRR ^{※9} は5%を想定する（策定の手引きから抜粋）

※8 PFI手法としてBT方式を採用する場合は、(b), (c), (f), (g)は入力不要。

※9 EIRR (Equity Internal Rate of Return) : SPC (特別目的会社) の資本金と、SPCがPFI事業で生み出す配当金について、それぞれの現在価値が等しくなるような割引率（下記(3)を参照）のこと。投資採算性を検証する指標の一つであり、EIRRが大きいと投資効率が大きいことを意味する。

(3) 割引率

例えば、現在の100万円と5年後の100万円では、利回りによりその価値が異なります。将来的な支払額等を、現在の価値に換算する際に用いる利回りを「割引率」といいます。

割引率以外の項目がすべて作成できましたら、最後に、割引率については県政改革課へ確認して下さい。県政改革課は、以下の式にしたがって割引率を算出し、事業課に回答します。

$$\text{割引率} = (\text{事業期間に近い償還年限の国債利回りの直近3ヶ年平均}) + (\text{直近の消費者物価指数 (除く生鮮食品)})$$

○国債利回り

財務省が発表する「国債金利情報」を用いて平均値を算出。

○消費者物価指数 (除く生鮮食品)

日本銀行が直近1月に発表する「経済・物価情勢の展望」より抜粋。政策委員による翌年度の見通しの中央値を活用。

(4) VFMの算出

PFI簡易評価調書（様式1）の各欄に、(1)～(3)で整理したPFI手法や各数値を入力し、様式を完成させて下さい（VFMは自動計算されます）。

2 サウンディング調査の実施

1のVFM比較によるPFI導入の検討に加えて、PFI事業に精通した民間事業者等との直接の対話を通じて、導入の可能性や新しいアイデア、課題等に関する情報収集を図るため、サウンディング調査を実施します。

(1) サウンディング調査対象事業者の選定

事業の特性や、PFIに関する事業者の実績等を踏まえて、各事業課が自ら候補者を選定して打診し、少なくとも2者以上に対してサウンディング調査を実施して下さい（対象事業者は、兵庫県内に事業所を有する事業者に限定しません）。

(2) 調査内容

主に以下のような項目について調査を実施します（(d)～(g)は、1(2)の各項目の算出にあたって活用します）。

- (a) P F I の導入可能性（メリット・デメリット・課題等）
- (b) P F I を導入する場合のアイデア・提案・意見
- (c) 想定される事業スケジュール
- (d) 事業方式（B T O よりも適した P F I 手法又は P F I 以外の P P P 手法があるか？）
- (e) 従来型投資事業と比較した整備費用・運営費用等の削減率見込
- (f) 従来型投資事業と比較した利用料金収入の増加率見込
- (g) 事業規模等から想定される S P C の資本金
- (h) 事業者の参加意欲

(3) 実施方法

情報保護の必要性が高い、事業者のアイデアやノウハウに関する情報が含まれる可能性があるため、事業者ごとに個別に実施して下さい（対面又はオンライン）。

(4) 留意事項

- ① サウンディング調査への参加実績は、将来的な P F I 等の事業者選定の際に、評価対象（加点要素）にはならないことをあらかじめ説明して下さい。
- ② サウンディング調査への参加に要する費用（参加準備に係る人件費、当日の交通費など）は、事業者の負担とします。
- ③ サウンディング調査の結果は公表しない旨、あらかじめお伝え下さい。

(5) サウンディング調査結果票の作成（様式2）

事業課は、調査の実施後、サウンディング調査を実施した事業者ごとに、サウンディング調査結果票（様式2）を作成して下さい。

STEP 2 PFI 導入検討会議

I 会議の目的

P F I 導入検討会議では、S T E P 1 の簡易調査の結果を踏まえて、P F I 導入に向け、詳細調査へ移行すべきであるか多角的に検証のうえ意見します。

II 会議の構成

座 長：財務部次長

構成員：県政改革課長、財政課長、契約管理課長、営繕課長^{※10}、技術企画課長^{※11}

事務局：県政改革課

※10 営繕課長は、公共施設の建築を伴う事業の場合に限り出席

※11 技術企画課長は、投資事業評価要綱において定義する「公共事業等」に該当する場合に限り出席。

III 会議の開催依頼

事業課は、簡易調査が完了した時は、県政改革課へP F I 導入検討会議の開催を依頼して下さい。

IV 会議の役割

本会議では、簡易調査において事業課が作成したP F I 簡易評価調書（様式1）及びサウンディング調査結果票（様式2）等に基づき、事業課に対してヒアリングを実施し、P F I 導入に向け、制度面・財務面・契約面・技術面など幅広い観点から、外部コンサルタント等による詳細調査へ移行すべきであるか、事業課へ意見します。

V 会議結果への対応

事業課は、会議の意見を付して、事業の実施手法について知事へ協議（又は報告）を行います。

その結果、P F I 導入に向けた詳細調査の実施について知事が認めた場合は、S T E P 3 の詳細調査へ移行して下さい。この時、外部コンサルタント等への詳細調査の委託に必要な予算を財政課に要求し、予算を確保して下さい。

一方、P F I 導入が不相当と判断された場合は、従来型投資事業による整備に移行します。但し、その場合においても、施設の維持管理・運営については指定管理者制度を導入し、公募により指定管理者を選定することを原則とします。

VI 検討結果の公表

優先的検討の結果、P F I 導入を見送る場合で、かつ、施設の維持管理・運営を県が直営することとした場合（公設公営の場合）は、判断の透明性を確保するとともに、県民や事業者に対する説明責任を果たすため、P F I 簡易評価調書（様式1）の内容等、客観的な検討結果等について公表します。

なお、公表時期は、すべての入札手続が完了し、予定価格の推測等につながらない適切な時期に行います。

STEP 3 詳細調査

I 詳細調査の目的

詳細調査は、外部コンサルタント等を活用して、事業スキーム・リスク分担・詳細なVFMの評価・課題の整理等、総合的な調査を実施し、PFI導入の最終的な判断に資することを目的とします。

II 実施方法

主に以下のような項目について調査を実施します。

なお、外部コンサルタント等への委託は事業課において実施します。

主な調査項目		主な検討内容等
事業スキーム	事業範囲	設計・建設・維持管理・運営等について、どの範囲をPFI事業の対象とするか
	事業方式	最適なPFIの事業方式（BTO、BOTなど）
	事業類型	最適なPFIの事業類型（サービス購入型、独立型など）
	事業期間	事業範囲や毎年の支払額等を踏まえた事業期間
法制度の整理		関係法令や諸規制との関係を整理
補助制度等の整理		補助金や交付金、公的融資、税制優遇等の公的支援について、適用可能と考えられるものを整理
リスク分担		当該事業で想定されるリスクを抽出・分析 県と民間事業者のリスク分担
VFM評価		従来型投資事業とPFIのVFM比較
市場調査		民間事業者の参入意向、事業スキーム等への意見、コスト削減の可能性、リスク分担に係る意見、余剰地の利活用等
スケジュール作成		PFI導入による事業実施スケジュールの作成
課題整理		その他の課題

III PFI導入等の決定

事業課は、詳細調査の結果を踏まえて知事へ協議を行い、PFI又は従来型投資事業のいずれの方法によるか最終的に決定します。

PFIに決定した場合は、外部コンサルタント等へのアドバイザリー業務^{※12}の委託に必要な予算を財政課に要求し、予算を確保して下さい。

※12 アドバイザリー業務

PFIの実施にあたっては、事業者との契約締結に至るまで、プロセスやその内容が多岐にわたり、金融、法務、技術等の専門知識やノウハウが必要とされるため、外部コンサルタント等から業務支援を受けること。

STEP 4 アドバイザーの選定等

I アドバイザーの選定

P F I 導入を決定した場合、STEP5 以降の実務段階では、金融、法務、技術等の専門知識やノウハウが必要とされるため、実務をサポートするアドバイザー（外部コンサルタント等）を選定します。

業務の継続性や、円滑なP F I 導入の観点から、詳細調査において選定した外部コンサルタント等に、引き続きアドバイザー業務を委託することが適当な場合は、当該事業者にも委託することも考えられます。

アドバイザー業務の主な内容	
(1) 実施方針（案）の作成	STEP5
(2) 要求水準書（案）、リスク分担表（案）の作成	
(3) 特定事業の選定（案）の作成	STEP6
(4) 入札説明書（案）等の作成	
(5) 応募者との対話の支援	STEP7
(6) 応募者の資格審査、入札提案書類の整理、評価等の支援	
(7) 契約書（案）の作成、契約交渉 等	STEP8
(8) 各種質問に対する回答案の作成、	

II P F I 審査委員会の設置

P F I 事業者の選定にあたって、公平性・透明性・客観性などを確保するため、事業ごとに要綱を定めてP F I 審査委員会（事務局：事業課）を設置します。

項目	内容	
設置時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 導入を決定後、速やかに設置。 （委員会の所掌事務に STEP5 の実施方針に関する検討が含まれるため、実施方針の策定前に設置が必要） 	
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 事業・金融・財務・会計・法務等のほか、当該事業に関する技術的事項等に精通した専門家を 5 名程度選任する。但し、P F I 事業者の選定方式として総合評価一般競争入札方式を採用する場合は、学識経験者 2 名以上を含むことが必要（P29 参照）。 ・ その他、本県の状況に応じた意見を委員会に反映するため、事業所管部長は委員として参画する。 	
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施方針に関する検討 ・ 要求水準書に関する検討 ・ リスク分担表に関する検討 ・ 特定事業の選定に関する検討 ・ 入札説明書等に関する検討 ・ 入札提案書類の審査・評価 ・ 落札者（優先交渉権者）の選定 ・ 契約書に関する検討 等 	<ul style="list-style-type: none"> STEP5 STEP6 STEP7 STEP8
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議は原則非公開とします。 	

STEP 5 実施方針の策定・公表

I 実施方針の策定・公表（PFI法第5条）

1 実施方針策定の目的

実施方針は、PFI事業に関する基本的な考え方や内容を明らかにすることで、民間事業者の事前検討を容易にし、応募を促進することを目的とします。

また、民間事業者から質問・意見を受け付け、必要に応じて実施方針の見直しを行います。

2 実施方針の記載事項

実施方針の記載事項は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、「PFI法」という。）第5条第2項に示されており、以下のような項目を記載することが必要です。内容は例示のため、実務上はアドバイザーと十分に調整のうえ作成して下さい。

項 目		内 容
1	特定事業の選定に関する事項	①事業内容に関する事項 ・事業の名称 ・公共施設の種類及び管理者の名称 ・事業目的、範囲 ・事業方式 ・事業者の収入 ・事業期間、スケジュール ・事業に必要な根拠法令・規則、許認可事項等 ・事業期間終了時の措置 ②特定事業の選定に関する事項 ・選定基準 ・選定方法、選定結果の公表方法
2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	・事業者の選定方式 ・選定の手順及びスケジュール ・応募者の参加資格要件 ・応募手続 ・審査に関する事項 ・審査結果及び評価の公表方法 ・提出書類の取扱い
3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	・予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担 ・提供されるサービス水準 ・施設管理者による支払に関する事項 ・事業者の責任の履行に関する事項 ・事業の実施状況の監視（モニタリング）
4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	・所在地・面積・地目・現況 ・施設の立地条件（都市計画等法令上の規制等） ・土地の取得等に関する事項 ・施設整備の要件

項 目		内 容
5	事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議・調停・仲裁・裁判に関すること ・ 裁判管轄の指定
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に債務不履行の懸念が生じた場合 ・ その他の事由により事業の継続が困難となった場合 ・ 金融機関と施設管理者との協議
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法制上及び税制上の措置に関する事項 ・ 財政上及び金融上の支援に関する事項 ・ その他の支援に関する事項
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の議決に関する事項 ・ 環境保全への配慮及び環境アセスメントの実施に関する事項 ・ 情報公開の対象及び公開方法 ・ 入札に伴う費用負担 ・ 対話についての考え方 ・ 実施方針に関する問合せ先

3 PFI 審査委員会での検討

実施方針は、PFI 審査委員会で検討します。

4 実施方針の公表

事業課は、民間事業者の準備期間の確保や、民間事業者からの意見を十分得るため、実施方針の公表をできる限り早い段階で行います。

公表後の検討状況や民間事業者からの意見等を踏まえて、内容を順次補完していくことも可能です。

なお、下記Ⅱ及びⅢで記載する「要求水準書（案）」、「リスク分担表（案）」についても、実施方針と連動しており、民間事業者が事業への参入や提案内容を検討するうえで重要であることから、できる限り実施方針の公表に併せて、案段階のものを早期に公表することが望まれます。

5 実施方針等に関する質問・意見への対応

事業課は、実施方針、要求水準書（案）、モニタリング基本計画（案）に関する民間事業者からの質問・意見を受け付け、回答を公表します。

なお、質問・意見を踏まえ、実施方針を変更した場合は、速やかに公表する必要があります。

6 実施方針の策定の見通しの公表

県は、PFI 法第 15 条に基づき、当該年度に策定が見込まれる実施方針に関して、公表の見通しが立った段階で遅滞なく次の事項を公表する必要があります。

- ・ 特定事業の名称、期間、概要
- ・ 公共施設等の立地
- ・ 実施方針を策定する時期

この公表は、県政改革課のHPへの掲載により行い、当該年度の3月31日まで閲覧に供します。

II 要求水準書（案）の作成・公表

1 要求水準書（案）作成の目的

要求水準書は、民間事業者に求める最低限満たさなければならないサービス水準を示したものです。

要求水準書（案）を実施方針と併せて早期に公表することにより、民間事業者から意見を得る機会が広がるほか、民間事業者も十分な検討が可能となります。

2 要求水準書（案）の記載事項

P F I では、民間事業者の創意工夫を引き出す「性能発注」を採用するため、要求水準書（案）においても、建物等の具体的な仕様は必要最小限の記載内容に留めることが重要です。

一方で、本県が想定するサービス水準を下回る提案が出てくる可能性もあることから、要求する性能の具体的な要件については、できるかぎり明確に記載することが必要です。

要求水準書（案）は、以下のような項目を記載することが必要です。内容は例示のため、実務上はアドバイザーと十分に調整のうえ作成して下さい。

項 目		内 容
1	全体概要	・ 事業目的や施設の概要、P F I 業務の概要について、事業全体を通じて参考にすべき本県の考え方を明示する。
2	基本要件	・ 遵守すべき法令・基準や規模等、業務に必要な基本的要件を整理して明示する。
3	建設業務要件	・ 施設の使用目的や規模、施設引渡時期、周辺インフラ状況等を記載する。また、施設を構成する諸室ごとに必要な基本性能、必要備品等を示す。設備は、電気設備、機械設備等に大別し、当該施設に必要な設備ごとに要求内容を明示する。
4	維持管理業務要件	・ 業務実施の基本方針、モニタリングの基本的考え方等を示す。また、業務ごとの項目として目的、業務担当者の要件、非常時・緊急時の対応等、求めるサービスの水準を示す。
5	運営業務要件	・ 業務実施の基本方針、モニタリングの基本的考え方等を示す。また、業務ごとの項目として目的、業務担当者の要件、需要変動への対応、非常時・緊急時の対応等、求めるサービス水準を示す。
6	参考資料	・ 民間事業者が、より効果的な提案を行うために有益な情報（利用者数等の需要量、当該事業を取り巻く状況、県内類似施設の状況等）を、参考資料として必要に応じて添付する。

3 PFI 審査委員会での検討

要求水準書（案）は、PFI 審査委員会で検討します。

Ⅲ リスク分担表（案）の作成・公表

1 リスク分担表（案）作成の目的

事業の実施にあたっては、需要の変動、物価・金利の変動等の経済状況の変化、社会情勢の変化、法令等の制定・改廃、税制の改正、計画の変更、事故・天災等、様々な予測できない事態により損失等が発生する恐れ（リスク）があります。

県がほとんどのリスクを負担する従来型投資事業に対し、PFI では「リスクを最も適切に管理できる者が当該リスクを分担する」という考え方の下、リスク分担表において官民のリスクを明確かつ適切に分担し、それぞれの役割を規定することが必要となります。

リスク分担表（案）を実施方針や要求水準書（案）と同時に公表し、早期にリスク分担の考え方を示すことで、民間事業者は十分な検討が可能となります。

2 リスク分担表（案）の記載事項

リスク分担表（案）では、各事業に共通して以下のような項目を記載することが必要です。内容は例示のため、実務上はアドバイザーと十分に調整のうえ、各事業の特性等に応じた個別項目と併せて作成して下さい。

リスクの種類		内 容	
1	提供した情報リスク	入札説明書等の記載内容の誤り及び変更に関するもの	
2	契約リスク	議会の議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止	
3		上記以外の県の事由による契約締結の遅延・中止	
4		特定事業者（落札者）の事由による契約締結の遅延・中止	
5	応募リスク	応募費用に関するもの	
6	制度関連リスク	本事業に直接的影響を及ぼす県に関わる政策の変更・中断・中止	
7		法制度リスク	事業に直接関係する根拠法令変更、新たな規制法の成立
8			上記以外の法令の変更
9		許認可リスク	県の事由による特定事業者の許認可取得遅延
10			特定事業者の事由による特定事業者の許認可取得遅延
11		税制度リスク	消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの
12			法人の利益や運営に係る税制の新設・変更
13			建物所有に関する税制の新設・変更に関するもの
14			事業に直接的影響を及ぼす税制の新設・変更に関するもの
15			上記以外の法人税の新設・変更に関するもの

リスクの種類		内 容
16	社会 リスク	入札説明書等に記載されている範囲のもの
17		提案内容に係るもの
18		第三者賠償リスク 業務の実施に起因して第三者に及ぼした損害
19		環境問題リスク 調査・工事による騒音・振動・地盤沈下・地下水の断絶、 大気汚染、水質汚染、臭気、電波障害等に関する対応
20	債務不履行リスク	県の債務不履行による中断・中止
21		特定事業者の債務不履行による中断・中止
22	不可抗力リスク	天災、暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見 可能な範囲を超えるもの
23	経済 リスク	資金調達リスク 事業の実施に必要な資金調達・確保
24		金利リスク 金利変動
25		物価リスク 予期することができない急激なインフレーション又はデフ レーション

3 P F I 審査委員会での検討

リスク分担表（案）は、P F I 審査委員会で検討します。

STEP 6 特定事業の選定・公表

I 特定事業の選定・公表（PFI法第7条）

1 特定事業選定におけるVFM評価

特定事業の選定とは、実施方針を定めた事業について、PFI事業として実施することを本県が最終的に決定することです。

特定事業の選定では、サービスが同一水準の場合は、事業期間を通じた財政負担が軽減できること、又は財政負担が同一水準の場合は、サービス水準の向上が期待できることが選定の基準となります。

これらを確認するため、VFM評価として、STEP3の詳細調査の時点で検討したコスト比較について、実施方針の策定や民間事業者との質問・回答等を通じて、前提条件に変更が生じている可能性があるため、これらを反映して再精査します。また、リスク調整等の反映や定性的評価も考慮して総合的に判断します。

特定事業の選定を行った場合は、VFM評価と併せて速やかに公表します。

2 特定事業選定の公表内容

特定事業を選定した場合は、以下のような項目を公表します。内容は例示のため、実務上はアドバイザーと十分に調整のうえ作成して下さい。

項目	内容
事業概要	・事業場所、事業内容、事業期間、事業方式 等
VFM	①本県の財政負担見込額 ・公表により、その後の入札等において正当な競争が阻害される恐れがある場合等は、②以降を公表対象とすることができる。 ②本県の財政負担縮減額又は縮減割合の評価 ・前提条件（算定対象となる経費の主な内訳、資金調達条件等） ・算定方法 ・評価結果 ③PFI事業として実施することの定性的評価 ④民間事業者に移転されるリスクの評価 ⑤総合的评价

3 PFI審査委員会での検討

特定事業選定の公表内容は、PFI審査委員会で検討します。

II 投資事業評価の実施

事業の検討状況に応じ、特定事業の公表までに、投資事業評価要綱に基づき、総合事業等審査会又は公共事業等審査会において投資事業評価を実施します。

詳細については「投資事業評価要綱」及び「投資事業評価実施要領」をご参照下さい。

III 債務負担行為の設定

PFI事業は、事業契約が複数年度にわたるため、債務負担行為の設定について議会の議決を得る必要があります（事業類型が独立採算型の場合を除く）。

1 債務負担行為の設定時期

事業者の選定方式（P29 参照）により、債務負担行為の設定時期は以下のとおり異なりますのでご留意下さい。

総合評価一般競争入札	：	入札公告の前
公募型プロポーザル	：	事業契約締結の前

2 債務負担行為の設定額

特定事業選定の際のVFM評価で算出された、PFI事業の全体期間に係る事業費総額が基本となります。実際の支払予定額であるため、現在価値に換算する前の額となることに留意が必要です。

なお、予想以上の物価や金利の変動が生じる等して、設定額を超える見込みとなった場合には、設定額変更について改めて議会の議決を得る必要があります。

STEP 7 事業者の選定・公表

I 事業者選定の手続（PFI法第8条第1項）

1 事業者選定の考え方

特定事業を選定した場合は、PFI事業を実施する民間事業者を選定します。募集の際は、競争性の担保や手続の透明性確保に留意するほか、民間事業者の創意工夫を引き出すことや、準備期間の確保に配慮することが重要です。

2 事業者の選定方式

PFI事業には「総合評価一般競争入札方式」と「公募型プロポーザル方式」の2通りがありますが、総合評価一般競争入札方式によることが原則です。

（1）総合評価一般競争入札方式

価格とその他の条件を総合的に勘案して落札者を決定する入札方式です。

地方自治法上、選考審査の透明性を確保するため、以下①～③が求められます（②の学識経験者の意見聴取は、PFI審査委員会の審議をもってあてまします。但し、この場合学識経験者は2名以上であることが必要です）。

- ①事前に落札基準を定める
- ②(a)総合評価一般競争入札方式を採用する時、(b)落札者を決定する時又は(c)落札基準を定めようとする時は、予め学識経験者の意見を聞く
- ③入札を行う場合に、総合評価一般競争入札方式の採用及び落札基準について公告する

（2）公募型プロポーザル方式

公募により提案を募集し、予め示された評価基準に従って優先順位を決めた後、最優先順位の民間事業者と契約する「随意契約方式」です。

地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定される随意契約の要件を満たす場合に採用できますが、総合評価一般競争入札方式に準じた、透明性・客観性への配慮が必要です。また、公募型プロポーザル方式を採用する場合は、その合理的な理由等を明確にする必要があります。

II 入札説明書（募集要項）等の策定

1 策定資料の構成

入札説明書（募集要項）等は、実施方針等の公表以降、質問・意見への対応、特定事業の選定・公表を踏まえた、PFI事業の最終条件提示となります。入札公告時に公表される資料は、以下の構成を基本とします。

- (1) 入札説明書（募集要項）
- (2) 要求水準書、モニタリング基本計画
- (3) 落札者決定基準（優先交渉権者選定基準）
- (4) 基本協定書（案）
- (5) 契約書（案）（条件規定書）

※13（ ）は公募型プロポーザル方式の場合の名称

(1) 入札説明書（募集要項）の記載事項

入札説明書（募集要項）は、以下のような項目を記載することが必要です。内容は例示のため、実務上はアドバイザーと十分に調整のうえ作成して下さい。

項 目		内 容
1	入札説明書（募集要項）の概要	—
2	事業の内容に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の名称 ・ 公共施設の種類及び管理者の名称 ・ 事業の目的、範囲 ・ 事業方式・事業形態 ・ 事業スケジュール
3	入札参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募グループの構成 ・ 応募グループの入札参加資格要件 ・ 入札参加資格確認基準日 ・ 構成員の変更
4	入札に関する留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札説明書等の承諾 ・ 費用負担 ・ 入札保証金及び契約保証金 ・ 提出書類の取扱い ・ 本県が提示する資料の取扱い
5	募集及び選定の手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集及び選定スケジュール ・ 入札説明書等の配布 ・ 説明会の開催 ・ 入札説明書等に関する質問及び回答 ・ 入札参加資格審査書類の受付 ・ 入札参加資格審査結果の通知 ・ 入札提案書類の受付 ・ 入札の無効 ・ 入札の辞退
6	提案の審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査方法 ・ 審査基準 ・ 落札者の決定 ・ 審査結果の通知・公表
7	契約に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本協定の締結 ・ S P C（特別目的会社）の設立 ・ 事業契約の締結

項 目		内 容
8	事業者の業務内容に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス対価の支払条件等 ・ 保険 ・ 本県と民間事業者のリスク分担 ・ 土地の使用等
9	事業実施に際して必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誠実な業務遂行義務 ・ 事業実施に関するモニタリング
10	様式集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類の各種様式

(2) 要求水準書の策定

実施方針と併せて公表した要求水準書（案）に基づき、民間事業者の質問・意見等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(3) モニタリング基本計画の策定

事業実施段階において、モニタリングを実効的に行うため、要求水準書でモニタリング基本計画を提示します。

モニタリング基本計画は、以下のような項目を記載することが必要です。内容は例示のため、実務上はアドバイザーと十分に調整のうえ作成して下さい。

項 目		内 容
1	総論	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画の目的、位置付け、モニタリング体制、対象業務、モニタリング実施計画との関係等。
2	建設モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリング方法、要求水準未達成の場合の措置等。
3	サービス提供時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリング方法（日常・定期・随時）、要求水準未達成の場合の措置（是正措置、減額措置等）、モニタリング結果の公表等。

(4) 落札者決定基準（優先交渉権選定基準）の策定

落札者選定基準（優先交渉権選定基準）は、民間事業者の提案を評価するための客観的な基準として作成するものであり、以下のような項目を記載することが必要です。内容は例示のため、実務上はアドバイザーと十分に調整のうえ作成して下さい。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 落札者決定基準の位置付け (2) 落札者決定までの流れ、審査手順 (3) 第一次審査（資格審査） (4) 第二次審査（提案審査） (5) 審査項目及び配点 |
|---|

(5) 基本協定書（案）の作成

基本協定書は、落札者として選定されたことを確認し、本県と、落札者が設立するSPCとの事業契約の締結に向けた義務について規定すること、及びその他事業の円滑な実施に必要な諸手続きを定めることを目的としたものであり、以下のような項目を記載することが必要です。内容は例示のため、実務上はアドバイザーと十分に調整のうえ作成して下さい。

項 目		内 容
1	基本協定書の主旨	本県及び落札者双方の協力について規定
2	本県及び落札者の義務	本県及び落札者が事業契約締結に向けた努力義務を負うこと
3	株式の譲渡、担保設定	落札者の構成企業がSPCの株式の譲渡等処分の制限を受けること
4	業務の委託、請負	PFI事業の実施に関して、落札者の構成企業及び協力会社に、委託又は請け負わせること等
5	事業契約	事業契約の締結期限、事業契約書（案）に関する協議の基本的な考え方等
6	事業予定者の設立	落札者がSPC設立の義務を負うこと
7	準備行為	落札者がPFI事業に関して必要な準備行為を実施すること、また、SPCが当該準備行為の結果を事業契約締結後に速やかに引き継ぐこと
8	事業契約不調の場合の処理	事業契約の締結に至らなかった場合の処理、入札に係る不正行為に対する違約金規定等
9	秘密保持	本県及び落札者が基本協定に関して知りえた秘密を保持する義務
10	準拠法及び裁判管轄	準拠法及び第一審の専属管轄は、神戸地方裁判所とする規定

(6) 契約書（案）（条件規定書）の作成

契約書の内容は、PFI事業における事業期間を通じた本県と民間事業者の債権・債務を明確にするものであり、以下のような項目を記載することが必要です。内容は例示のため、実務上はアドバイザーと十分に調整のうえ作成して下さい。

項 目		内 容
1	総則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的 ・ 用語の定義 ・ 事業概要 ・ 事業スケジュール ・ 事業者の資金調達等 ・ 事業用地・用地の使用 ・ 法令に定める許認可の取得 ・ 特許権等の使用 ・ リスク分担 等
2	施設の設計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査等の実施 ・ 設計の実施 ・ 設計図書の変更 ・ 県のモニタリング 等
3	施設の建設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の建設 ・ 施工計画書等 ・ 第三者への委託等 ・ 工事監理者の設置 ・ 県による確認 ・ 工期の変更 ・ 第三者への損害 ・ 県のモニタリング ・ 竣工及び引渡し 等
4	施設の維持管理及び運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の実施等 ・ 県のモニタリング ・ 第三者への損害 ・ 条件変更に伴う費用の負担 ・ サービス対価の支払 等
5	契約金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約金額
6	契約期間及び契約の終了	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間 ・ 事業終了時の措置(資産の取扱等)
7	債務不履行等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業継続が困難となる事由（県・事業者の債務不履行、法令変更、不可抗力、県・事業者の帰責事由による契約の解除等） ・ 事業継続に必要な措置（協議、追加費用の負担等）

項 目		内 容
8	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紛争の解決手段 ・ 公租公課の負担 ・ 契約上の地位の譲渡 ・ 財務書類の提出、秘密保持に関する規定 ・ 情報公開（契約書の公開含む） ・ サービス対価の改定 ・ サービス対価の減額等の基準と方法等

3 PFI 審査委員会での検討

入札説明書（募集要項）、要求水準書、モニタリング基本計画、落札者決定基準（優先交渉権者選定基準）、基本協定書（案）、契約書（案）（条件規定書）は、PFI 審査委員会で検討します。

Ⅲ 入札公告

1 入札説明書（募集要項）等の公表

入札公告は、記者発表やHPへの掲載等により入札説明書等を広く公表します。総合評価一般競争入札の場合は、県公報への登載が必要です。

また、WTO政府調達協定^{※14}の適用事業については、入札公告から入札まで40日以上（急を要する場合は10日以上）確保することとされています。

※14 WTO政府調達協定

国、都道府県、政令指定都市及び政府関係機関が調達する物品やサービス（建設工事を含む）のうち、一定金額以上の入札・契約手続について、国内外企業を平等に取り扱うことを定めた協定。

基準となる金額については下記の外務省HPを参照。

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/chotatsu/ki_jyungaku.html)

2 質問の受付・回答

入札説明書等の公表後、民間事業者の検討に必要な期間を置いて、質問を受け付け、回答を行います。質問・回答の内容は原則公表します。

また、回答から入札までの間も、民間事業者が検討に必要な十分な期間を確保することが望まれます。

Ⅳ 落札者（優先交渉権者）の選定・公表

1 第一次審査（資格審査）

事業課は、民間事業者の応募を受け資格審査を実施します。応募者が当該事業を円滑に遂行できる能力を有しているか等について、入札説明書に規定した参加

資格要件や、落札者決定基準（優先交渉権者選定基準）に示した審査項目等に従って審査を行います。

審査後、応募者に審査結果を通知します。なお、参加資格がないと認める理由について応募者から説明を求められた場合は、速やかに回答します。

2 応募者との対話

質問の受付・回答以外に、事業について応募者と認識の共有を図り、応募者から本県のニーズにあった提案が提出されることを目的として、応募者と対話を行う方法もあります。なお、対話を行う場合は、公平性・透明性確保の観点から、応募者全員に対して共通の方法（対話回数・時間等）で行います。

また、対話を実施した結果、応募者間で認識を共有する必要がある事項については公表します。

3 第二次審査（提案審査）

P F I 審査委員会において、応募者へヒアリングを実施し、入札公告時に公表した落札者決定基準（事業者選定基準）に従って審査を行い、落札者（優先交渉権者）を選定します。

4 落札者（優先交渉権者）の決定・公表

事業課は、P F I 審査委員会の選定結果を踏まえ、落札者（優先交渉権者）を決定した場合は、選定過程の透明性を確保するため、審査結果等を速やかに公表します。なお、W T O 政府調達協定の適用事業については、一般競争入札の場合、落札者を決定した場合は 72 日以内に公示することが定められています。

主な公表内容

- ・ 審査の経緯
- ・ 審査結果
- ・ 審査項目と落札者決定基準（優先交渉権者選定基準）
- ・ P F I 審査委員会の構成

STEP 8 事業契約の締結・公表

I 事業契約締結の手順

事業課は、落札者（優先交渉権者）と以下の手順に従い事業契約を締結します。

- 1 基本協定の締結
- 2 仮契約の締結・議会の議決・事業契約の締結
- 3 事業契約内容の公表
- 4 直接協定の締結

1 基本協定の締結

落札者（優先交渉権者）の決定後、速やかに基本協定を締結します。

基本協定の相手方は、落札者（優先交渉権者）であるコンソーシアムですが、最終的な契約の相手方は、コンソーシアムの出資により設立されるSPCとなります。

基本協定では、事業契約の締結に向けた準備義務や、落札者（優先交渉権者）によるSPCの設立義務等が規定されます。

2 仮契約の締結・議会の議決・事業契約の締結

5億円以上の事業契約（維持管理、運営等に要する金額を除く。）を締結する場合は、議会の承認が必要なため、落札者（優先交渉権者）との間でまず仮契約を締結し、議会の承認後に本契約を締結します。

なお、SPCが、指定管理者として維持管理・運営まで行う場合（BTO方式等）は、維持管理・運営等の実施にあたって、指定管理者の指定の議決も必要となります。PFI法上の事業契約と指定管理者制度は別の制度であり、一方の手続が自動的に他方の手続を兼ねることはできません。

また、PFI事業契約とは別に、指定管理に係る基本協定及び年度協定の締結が必要です。

3 事業契約内容の公表

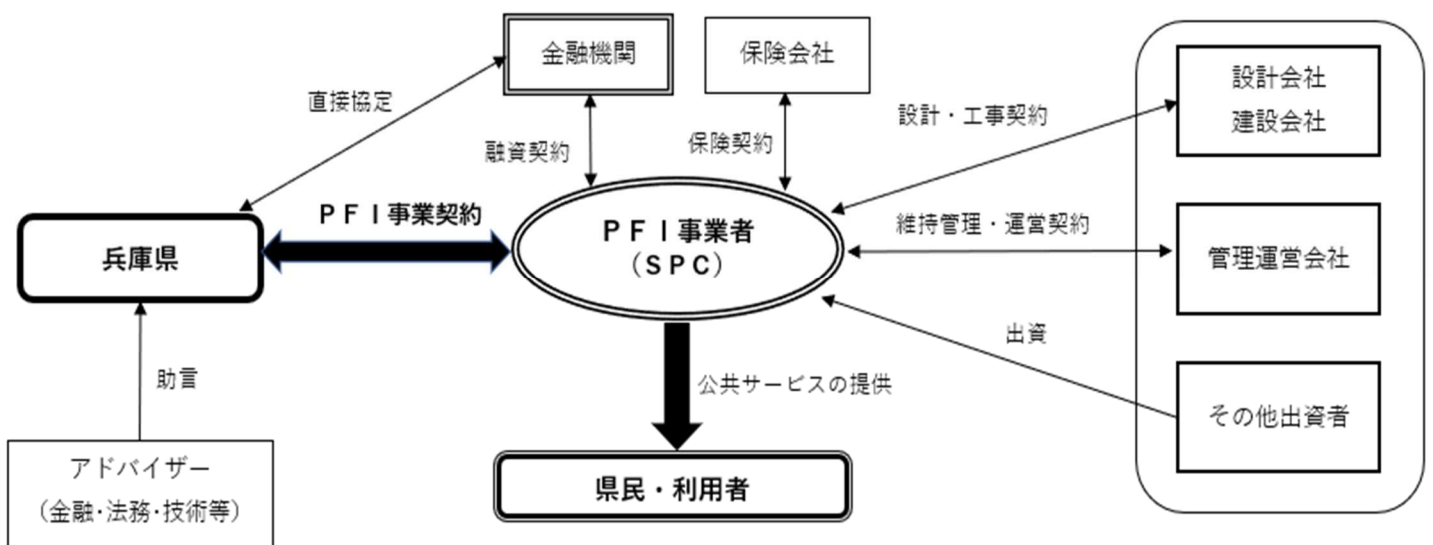
事業課は、事業契約の締結後、PFI法及び同法施行規則に基づき、以下の契約内容について公表し、公表日の翌日から起算して1年間が経過する日まで、閲覧に供する必要があります。

- ・ 公共施設等の名称及び立地
- ・ PFI事業者の商号又は名称
- ・ 公共施設等の整備等の内容
- ・ 契約期間
- ・ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- ・ 契約金額（契約金額が存在しない場合を除く）
- ・ 契約終了時の措置に関する事項

4 直接協定の締結

直接協定とは、SPCによる事業の実施が困難となった場合又はその恐れがある場合等に、県によるPFI事業契約の解除権行使について、SPCへ資金供給している融資金融機関が一定期間留保することや、融資金融機関による担保権の設定・実行に関する取り決めを行い、PFI事業に対する融資金融機関の一定の介入を可能とするものであり、本県と融資金融機関との間で締結します。

【参考⑤】PFI事業の全体スキーム図



STEP 9 事業の実施・終了

I 事業実施に関するモニタリング

事業契約締結後、PFI事業者は契約書に基づき設計・建設・維持管理・運営を行い、県はPFI事業者が提供するサービスが要求水準書等に照らし適切であるか判断するため、モニタリングを行います。

1 モニタリング実施計画の策定

モニタリング基本計画に基づき、PFI事業者の提案内容等を踏まえて、県とPFI事業者による協議のうえ、モニタリング方法の詳細を定めたモニタリング実施計画を策定します。事業期間を通じて、モニタリング項目に遺漏がないよう実施する必要があるため、項目を網羅的に把握できるチェックリスト等を併せて作成します。

2 モニタリングの実施

設計・建設・維持管理・運営等の各段階における実施状況について、計画水準を下回っていないか監視し、必要に応じて要望・指導・命令を行います。

項目	内容
設計・建設	<ul style="list-style-type: none">・事業契約に基づき設計・建設が行われているか確認します。具体的には、設計図書・作業スケジュール・施工状況等のチェックに加え、竣工時には、設計図書との整合、各種施工関係書類、各種検査結果等のチェックを行います。・また、維持管理・運営段階に引き継ぐべき書類や備品等の確認も行います。
維持管理・運営	<ul style="list-style-type: none">・要求水準や、事業者の提案で示された水準を満たすサービスが適切に提供されているか確認します。・事業課は、PFI事業者のセルフモニタリングにより提出される事業報告書をチェックし、現場確認等を実施します。・また、施設運営に支障をきたす恐れがある場合等、必要に応じて現場確認やPFI事業者に対する説明の要求を行います。
財務状況	<ul style="list-style-type: none">・事業課は、PFI事業者が作成する財務状況等の資料や、事業に関する資金の流れを確認し、経営分析やサービス対価の妥当性をチェックします。
事業終了時	<ul style="list-style-type: none">・PFI事業者が施設等をどのように維持管理してきたか、どのような状態で引き渡すかを確認し、これまでの施設運営の実績評価やVFMの検証、県に引き渡された施設の状況について評価を行います。また、PFI事業者に対して維持管理や修繕の履歴が反映された資料等を請求し、事業終了後も活用できるようにしておくことが重要です。

II 事業終了

1 事業終了の手続

事業終了時は、原状回復や所有権の移転等について、契約内容に基づき手続を行います。

P F I 事業終了後も当該施設の維持管理・運営を継続する場合は、公募により新たに指定管理者を選定することを基本とします。

2 事業実施報告書の作成

事業課は、事業の振り返りのため事業実施報告書を作成し、事業終了後半年以内を目途に、県政改革課へ提出して下さい。

事業実施報告書（例）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 事業概要(2) 経過（実施方針公表～事業終了／モニタリング結果、P F I 事業者の財務状況など）(3) 実施結果（事業全体）(4) P F I の実施効果<ul style="list-style-type: none">① 特定事業選定時における評価結果② 事業実施期間中に見られたP F I 実施による効果及び課題<ul style="list-style-type: none">・ 定量的効果・ 定性的効果③ 事業者による評価(5) まとめ |
|--|